




陽性と診断された場合の療養について

- 陽性と診断された場合、感染拡大防止のため、①自宅療養、②都が提供する施設での宿泊療養、③入院などの方法により、療養を行っていただいております。
- 御自身の症状、同居家族の有無等を医師に伝え、療養方法について御相談ください。

【①自宅療養について】

軽症者又は無症状者の方については、外出しないことを前提に、「症状のある方は症状が出た日から原則10日間※」、「症状のない方は検査日から原則7日間※」、ご自宅で療養いただいております。※療養が解除される日数は個々人の状況により異なります。



【自宅療養に関する情報・QRコードはこちら】

自宅療養者ハンドブック 療養中の過ごし方 注意事項など	東京都 HP 自宅療養中の体調悪化時 の対応、相談窓口など	厚生労働省 HP 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）	医師による健康状態の把握 保健所に代わり、登録した 医療機関が健康状態を把握
			

【自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）について】

自宅療養者本人が、体調変化に気づいた際の相談や、食料品・パルスオキシメーターの配送など療養中の困りごとなどに対応するために設置されたセンターです。食料品の支援が必要な際には御自身で御連絡ください。また、自宅で急に体調不良となった場合や不安になった場合、かかりつけ医への相談以外にこちらに相談することも可能です。

電話番号 **0120-670-440** (24時間対応)

自宅療養サポートセンター (うちさぽ東京)のご案内	食料品・パルスオキシメーター WEB 申込フォーム
	

【②宿泊療養について】

感染した方のうち、入院治療の必要のない軽症や無症状の方には、都が用意した施設での宿泊療養をお願いしております（療養費・食費の自己負担はありません）。保健所からご案内するほか、御自身で直接申し込むことも可能です。

【宿泊療養に関する情報・QRコードはこちら】

宿泊療養施設の御案内	東京都宿泊療養申込窓口	感染拡大時療養施設
		